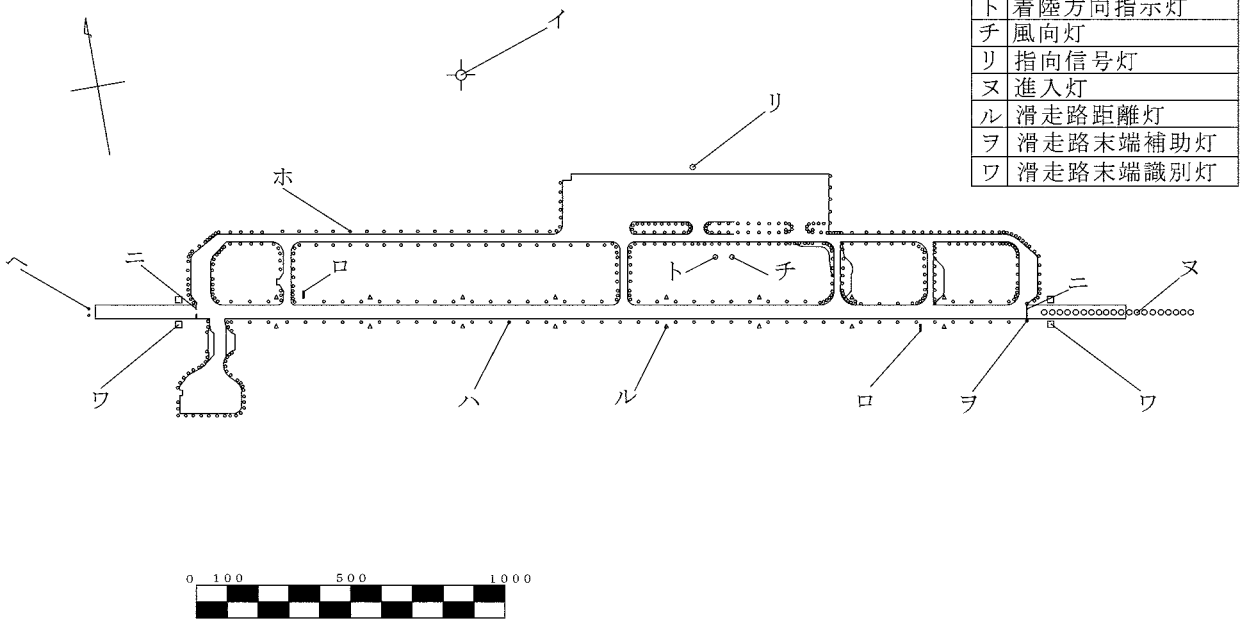
(二)　第一図を次のように改める。

新田原飛行場　第一図



○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新庄市大字福田字八幡原二一五番三から山形県上郡戸沢村大字古口字真柄九七番四まで	前	A　九・三〇～一〇〇・〇〇メートル	一二・六五〇キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　A　九・三〇～一〇〇・〇〇　二〇・〇〇～一九一・〇〇	一二・六五〇　一〇・九七五	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宍粟市山崎町須賀澤字下河原一三九〇番一から同市山崎町船元字大畑二四番三まで	前	九・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・二五四キロメートル	
	後	一三・〇〇～三七・〇〇	〇・二五四	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市山崎町須賀澤字下河原一三九〇番一から同市山崎町船元字大畑二四番三まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十一日

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号